

(設置)

第1条 高齢者並びに心身障害者等の福祉を増進させ、生活の向上を図るため、今後、東村山市立社会福祉センター（以下「社会福祉センター」という。）において実施する事業内容の検討を行うため、東村山市立社会福祉センター事業内容検討会（以下「事業内容検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 事業内容検討委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 社会福祉センターの在り方に関すること。
- (2) その他社会福祉センターに関すること。

(組織)

第3条 事業内容検討委員会は、次の各号に掲げる者で、市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 東村山市保健福祉協議会委員 1人
- (2) 東村山市保健福祉協議会 障害者福祉計画推進部会委員 1人
- (3) 東村山市保健福祉協議会 地域保健計画推進部会委員 1人
- (4) 地域包括ケア推進協議会委員 1人
- (5) 東村山市社会福祉協議会職員 1人
- (6) 生活困窮者関係機関ネットワーク会議委員 1人

2 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(会長等)

第4条 事業内容検討委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、事業内容検討委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 事業内容検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 事業内容検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 事業内容検討委員会に出席した委員に対しては、謝礼を支払うことができる。

(公開)

第8条 事業内容検討委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が会議内容により当該会議を公開することが妥当でないと認める場合は、検討会に諮って会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会長は、前項ただし書の規定により会議を非公開の扱いとするときは、その理由を示さなくてはならない。

(庶務)

第9条 事業内容検討委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業内容検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。